

超音波式猫被害軽減器(猫よけ器)借用届

三鷹市生活環境部環境政策課 宛

自己の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減を図ることを目的として、下記使用条件に同意して超音波式猫被害軽減器(以下猫よけ器という。)を借用します。

記

借用者氏名	印	電話番号	
借用者住所			
猫よけ器の設置予定場所	同上 その他設置場所()		
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	猫よけ器番号	

借用条件

- * 貸出対象は、三鷹市内に在住の方に限ります。
- * 借用期間は2週間以内です。期間内に返却してください。
- * 基本的に借用期間の延長はできません。在庫がある場合に限り、連続して借用できる回数は1回までとします。
- * 猫よけ器の貸出しの数量は、1世帯2台までです。
- * 第三者に転貸しないでください。
- * 猫よけ器の電池は借受者が用意してください(単2型乾電池4本)。
- * 破損・紛失した場合、弁償していただくことがあります。
- * 猫の被害軽減対策以外の目的で使用しないでください。
- * 猫よけ器の使用により、万が一事故等を含む問題が発生した場合は、借用者の責任とし、三鷹市は一切責任を負わないものとします。
- * 猫よけ器は超音波を利用していますので敷地外・道路等に向けて設置しないでください。通行人や近隣住民から苦情が寄せられる場合があります。

受領印

使用上の注意

- * 事前に別紙の「取扱い説明書」をご確認ください。
- * 猫よけ器は完全防水ではないので、大雨や暴風雨の際は屋内に収納してください。
- * 自宅や近隣でペットを飼っている場合は、ストレスを与える恐れがあるため、設置方向には十分に留意してください。
- * 猫よけ器の設置について近隣の方に周知してから使用してください。

その他

- * 猫の個体差や住環境により、効果も違ってくることをご了承ください。侵入防止ネットや忌避剤などの対策を同時に行うと、より効果的です。

返却日	<使用状況報告>使用効果等	
令和 年 月 日		確認印